

栄村ふるさと復興支援金の概要

1 趣 旨

村内では長野県北部地震を機に、高齢化の進行等により集落機能の維持や存続が危ぶまれる集落が増加している。「栄村震災復興計画」の前提の一つ「集落ごとの特色ある復興」を進めるため、村民が自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組み、集落の復興及び発展に寄与する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で栄村ふるさと復興支援金を交付する。

2 交付対象者

- (1) 集落（複数集落の共同体を含む）

3 交付対象事業

- (1) 地域協働の推進に関する事業
- (2) 保健、医療及び福祉の充実にに関する事業
- (3) 教育及び文化の振興に関する事業
- (4) 安全・安心な地域づくりにに関する事業
- (5) 環境保全及び景観形成に関する事業
- (6) 産業振興及び雇用拡大に関する事業
- (7) その他集落の復興・発展に資する事業

4 交付対象外事業

- (1) 国、県又は村が支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国、県又は村が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- (7) 農機具及び除雪機の購入事業
- (8) 単に道水路を改修する事業

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる交付対象外経費及び特定財源（分担金・負担金及び寄付金、事業収入、助成金等）を控除した経費。

【交付対象外経費】

- (1) 集落等の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- (3) 計画作成等に係る費用
- (4) 食糧費
- (5) その他村長が不相当と認める経費

6 支援金の実施期間

平成 26 年度から平成 28 年度

（平成 26 年度予算 30,000 千円、6 月補正予算計上）

7 支援金の交付額

(1) 補助率

ソフト事業、ハード事業とも 4 / 5 以内

ただし、ソフト事業を複数年実施する場合は補助率の見直しを行う。

(2) 補助限度額

1 集落あたり補助額の上限 1,000 万円（支援金の実施期間内に受けることができる上限額）

1 事業あたり補助額の下限 50 万円

8 選定方法

- (1) 栄村ふるさと復興支援金事業検討委員会の審査を経て、採択事業を決定
- (2) 栄村ふるさと復興支援金事業検討委員会は、識見者 6 名以内で組織する
- (3) 栄村ふるさと復興支援金事業検討委員会は選定結果を公表することができる

9 選定基準

- (1) 「集落からの特色ある復興」に資する事業であり、費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等の有効性が認められること。
- (2) 集落の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること。また、公益性の高い事業であること。
- (3) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること。
- (4) 地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動

を促す事業であること。

- (5) 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)。
- (6) その他、村長が必要と認める基準を満たしていること。

10 広報表示

支援金により取得（作成）した備品、施設、印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示

11 事業評価及び公表

- (1) 事業主体自ら評価を実施し、村長に報告。また、公表に努める。
- (2) 村長は、全事業について事業結果を公表する。
- (3) 村長は、事業検討委員会及び復興推進委員会に事業結果を報告する。